

○○ライオンズクラブ プラチナ会員内規（参考例）

（この内規例は、一つの例を示したものです。従って、各クラブの実情に応じて修正のうえ採用されるよう勧めます。）

1. 資格

- (1) ○○歳以上で、○○年以上正会員であり、所属クラブ、地域社会、またはライオンズクラブ国際協会において顕著な功績を有する者。
 - (2) 健康上の理由や重病により通常の活動継続が困難と判断される者。
 - (3) 「功績の著しい者」とは以下に該当する者をいう。
 - ① 本クラブの活動に長年貢献された者
 - ② グッドスタンディングの会員である者
 - ③ その他、クラブ理事会が功績顕著と認めた者
- ※ クラブ内規に基づきその資格が認定された場合、「プラチナ会員(優待会員)」として扱う。

2. 手 続

〔第1項—(2)を除く〕

- (1) 対象となる会員は、クラブ会長または理事会メンバーの推薦により、理事会で協議のうえ例会に提案し、出席者の過半数の承認を得ること。

3. 権利・義務

プラチナ会員はクラブにおいて功労者としての立場を持つ。

優待会員として、通常の例会・奉仕事業への出席義務は免除され、クラブが指定する年1～2回程度の特別行事への参加を要請することができる。

クラブに所属し続けるためには、国際会費・複合地区会費・地区会費・ゾーン会費の納入が必要とされる。

クラブ独自の会費については免除または軽減することができる。

プラチナ会員はクラブ代議員数算出の対象会員とする。

4. プラチナ会員の取り扱い

- (1) 理事会は、例会に出席が困難なプラチナ会員に対し、クラブの最新情報や活動報告を共有するよう努める。
- (2) 特別例会や周年行事など、クラブにとって重要な行事に対しては、プラチナ会員に案内・参加要請を行うことができる。

5. 改 正

本内規の改正は、クラブ例会に出席したグッドスタンディングの正会員の過半数の賛成をもって成立する。

6. 施 行

本内規は、○○年○○月○○日から施行する。